

定期預金等共通規定

この定期預金等共通規定は、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金（以下これらを「定期預金等」といいます。）等に適用します。お預け入れの定期預金等は、この定期預金共通規定のほか各定期預金規定によりお取り扱いさせていただきます。

1.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書によるものは証書と引換えに（通帳によるものは当該受入れの記載を取消したうえ）当店で返却します。

2.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第3条第(4)項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

3.（預金の解約、書替継続等）

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに当店に提出してください。ただし、当組合が別に定める基準を満たす場合、個人預金の解約または書替継続においては、当店のほか当組合本支店で取扱います。その際は、改めて本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。
- (2) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに当店に提出してください。ただし、当組合が別に定める基準を満たす場合、個人預金の解約または書替継続においては、当店のほか当組合本支店で取扱います。その際は、改めて本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。
- (3) 前2項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。
- (4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当組合は、この取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの定期預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 定期預金開設申込時ないしはその後の取引の過程においてなした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これら

に準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為

4. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) 証書・通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出前に生じた損害について当組合は責任を負いません。
- (2) 証書・通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。

5. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名・住所・連絡先その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名・住所・連絡先その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によってお届けください。
- (4) 前記第(1)項から第(3)項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によってお届けください。
- (5) 前記第(1)項から第(4)項の届出の前に、届出がなされていないことによって預金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

6. (印鑑照合)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書・通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて、質入を承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっている債務を担保するために質権等の担保権を設定している場合も同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書（通帳）は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定がない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第①号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第(1)項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第(1)項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に

異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）

- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと。（記帳取引で記帳する取引が無かった場合を除く）
- ⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと
 - (a) 残高証明書の発行依頼
- ⑥ 預金者等からの申出にもとづく契約内容又は顧客情報の変更があったこと。（喪失の届出も含む。ただし、当組合が把握できるものに限る。）
- ⑦ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

10.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 第9条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。（ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限りします。）

- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

- (2) 第(1)項第②号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金等にあつては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
 - ・平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日
 - ・・・・当該異動事由が生じた日
 - ・平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日
 - ・・・・当該事由が生じた期間の満期日
 - (b) 手形または小切手の提示その他第三者による支払の請求があったこと。（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
 - (c) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対

象となっている場合に限りします。)

- (i) 公告の対象となる預金であるかの該当性
- (ii) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (d) 預金者等から申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと。(記帳取引で記帳する取引がなかった場合を除く)
 - ・平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日
 - ・・・・当該異動事由が生じた日
 - ・平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日
 - ・・・・当該事由が生じた期間の満期日
- (e) 預金者等からの残高の確認があったこと
 - (i) 残高証明書の発行依頼
- (f) 預金者等からの申出にもとづく契約内容又は顧客情報の変更があったこと(喪失の届出も含む。ただし、当組合が把握できるものに限る)
- (g) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと。他の預金に係る最終異動日等
- (h) 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く)に限ります。(ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限ります。)

1 1. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第(1)項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと。
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと。(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります)
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます)が行われたこと。
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第(3)項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第(3)項第②号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応

じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。

- ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

12. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上